

消防の動き



特報

● 岩手県大槌町における林野火災に対する消防機関の活動について



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



岩手県大槌町における林野火災に対する消防
機関の活動について 4

令和8年8月号 No.664

巻頭言

今の守り手として、市民の誇りを次の世代に ～つなぐ～
(京都市消防局長 名畑 徹)

Report

消防法における「危険物」とその性状等について	6
令和7年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要	9

Topics

寄贈救急自動車事業について	16
令和8年安全功労者内閣総理大臣表彰式	
令和8年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式	17
消防分野におけるAI導入マッチングイベントについて	19

緊急消防援助隊情報

岩手県大槌町林野火災における緊急消防援助隊の活動に関する検証会の実施について	21
--	----

消防通信～望楼

小山市消防本部（栃木県）／海老名市消防本部（神奈川県）	
八尾市消防本部（大阪府）／豊中市消防局（大阪府）	22

消防大学校だより

救助科における教育訓練 ～新たなステージのスタート～	23
緊急消防援助隊教育科指揮隊長コースにおける教育訓練	24

報道発表

最近の報道発表（令和8年6月21日～令和8年7月20日）	25
------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和8年6月21日～令和8年7月20日）	26
広報テーマ（8月・9月）	26

お知らせ

電気器具等の安全な取扱い	27
危険物施設等における事故防止に関する取り組みについて	28
火山災害に対する備え	29
9月1日は防災の日 みんなで防災訓練に参加しましょう！	
～日頃から災害に備え、防災意識の向上をめざす～	31
「第31回防災まちづくり大賞」の事例募集	32
第74回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）	34



■ 表紙
本号掲載記事より

今の守り手として、市民の誇りを次の世代に ～ つなぐ ～



京都市消防局長 名 畑 徹

京都市は、三方を山に囲まれた「京都盆地」と「山科盆地」を中心に北から南に緩やかに傾斜する市街地が広がっており、市内を流れる主要な3河川（桂川、宇治川、鴨川）が市域南部の開けた地域で合流して淀川となって大阪湾へと注いでいます。典型的な内陸型盆地という地形が夏の蒸し暑さと「底冷え」と呼ばれる冬の厳しい寒さをもたらしていますが、同時に、この寒暖差の激しい気候が鮮やかな樹木の紅葉をもたらすなど京都市の景観に彩りを添えています。

794年（延暦13年）の「平安京」遷都から1200年以上続く京都のまち、そこに暮らす人々の暮らしは常に災害と隣り合わせでした。先人たちは、ひとたび災害が起これば、身を寄せ合い、そして互いに助け合うことで、たくましく「まち」を“つないで”きましたが、その意識は江戸中期に原型が生まれた消防団や明治以降に設置された公設消防が発展するなかでも変わることなく引き継がれ、街角に置かれている“赤バケツ（消火用バケツ）”に象徴されるように、地域全体でまちを守る現在の京都の姿につながっています。

このような京都のまちに昭和23年の自治体消防制度の開始とともに発足した京都市消防局は、火災増加を受けて全国に先駆けて行った無火災都市宣言、現在の自主防災組織の土台となった自主防火町の市内全域での結成、文化財防火に関する取組など、常に市民と共に防火防災に取り組んできた一方、消防機関として、都市化の進展とともに、火災のみならず、救急・救助事故、さらには、複雑多様化する大規模災害等に対応できる人員、施設、装備の充実強化、活動技術の向上、他機関との連携強化に絶え間なく取り組んできました。

先人たちが育み伝え遺してきた価値を次の世代に継承するため、本市では、今後のまちの羅針盤となる「京都基本構想」と分野横断のアクションプランである「新京都戦略」を策定し、政策分野ごとの方針や取組等をまとめた分野別計画などと合わせて「京都基本構想」が描くまちの実現を目指しています。

消防局においても、中期的なビジョンとして5つの重点方針を掲げ、市民の生命・身体・財産はもちろん、先人から受け継いだ世界に誇る京都の文化財や町並みを火災から守り、消防団、自主防災組織、事業所等の災害対応力を高め、共に地域を守ることにまい進しております。

近年、増加・激甚化傾向にある自然災害や4年連続過去最多となった救急出動件数に加え、リチウムイオン電池など新たな要因による火災件数の増加など消防行政は新たな課題に直面しています。

この急増するリチウムイオン電池火災の対策として、家庭にある金属製の「缶」を活用した保管・充電と、周囲に燃えやすいものを置かない「環」境の整備による被害軽減を目指した新たな取組「リチウムカンカン大作戦」を展開し、これまでの取組みとも織り交ぜながら出火防止を呼び掛けています。

変わりゆく環境の中で、これまで培われてきた京都の姿を受け継ぎながら環境に合わせた変化を取り入れていく。京都の“今”を担うものとして、先人たちが“つないで”きたこのまちを次の世代に確かに“つなぐ”ことができるよう、これからも全力で取り組んでまいります。

岩手県大槌町における林野火災に対する消防機関の活動について

防災課・広域応援室

1 はじめに

令和8年4月22日、岩手県大槌町で出火した林野火災では、住家1棟、住家以外7棟の建物被害及び約1,633haの山林が焼損し、最大時1,558世帯3,257人に避難指示が発令されるなど大きな被害が発生しました(令和8年5月29日現在)。

本林野火災では、発生直後の急激な延焼拡大から、管轄の釜石大槌地区行政事務組合消防本部、大槌町消防団及び釜石市消防団の対応に加え、岩手県内各地からの応援部隊の派遣、12都道府県からの緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣がそれぞれ早期に行われ、ヘリによる空中消火や市街地延焼を阻止するための地上からの消火活動等が昼夜を分かたず実施されました。

本稿では、この大槌町における林野火災において、懸命な活動にあたった消防機関の活動を紹介します。



2 災害概要 (令和8年5月29日現在)

(1) 出火場所

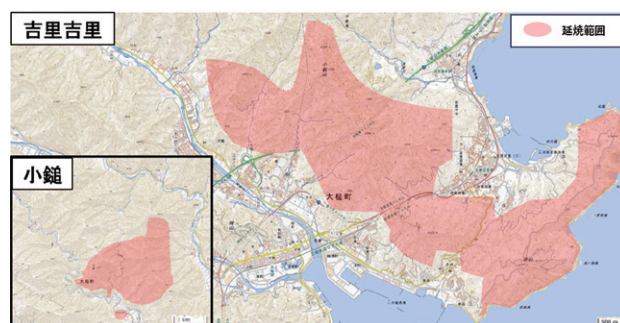
岩手県上閉伊郡大槌町小鉾
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里

(2) 主な時間経過

出火 【小鉾・吉里吉里】 調査中
覚知 【小鉾】 令和8年4月22日 13時53分
【吉里吉里】 令和8年4月22日 16時22分
鎮圧 【小鉾・吉里吉里】 令和8年5月2日 13時00分
鎮火 【小鉾・吉里吉里】 令和8年5月29日 13時00分

(3) 損害

林野被害 【小鉾】 約446ha (調査中)
【吉里吉里】 約1,187ha (調査中)
人的被害 軽傷2名
住家・非住家被害 住家1棟
住家以外7棟



3 消防機関の活動

本林野火災は、約10km離れた小鉾地区(22日13時53分覚知)と吉里吉里地区(同日16時22分覚知)の2箇所で開催しました。発災の初日から管轄の釜石大槌地区行政事務組合消防本部、大槌町消防団、釜石市消防団、隣接の県内応援隊及び岩手県防災ヘリコプターによる消火活動が行われました。同日16時には自衛隊への災害

派遣要請が行われ、翌日から自衛隊ヘリコプターによる散水が実施されました。

消防庁では、23日8時30分、延焼状況や過去の林野火災の教訓を踏まえ、まず、宮城県の統括指揮支援隊及び指揮支援隊並びに青森県及び秋田県の航空小隊に緊急消防援助隊の出動の求めを行い、現地の指揮支援活動を開始するとともに、陸上部隊の追加の要否も含めて情報収集にあたりました。14時00分には岩手県知事からの応援要請があり、同時刻に宮城県の都道府県大隊に出動の求めを行いました。その後も延焼状況や消防活動の状況に応じて部隊を増強し、24日13時05分には、消防庁長官の出動の求めから指示に切替えが行われています（以前の出動部隊についても出動の指示に切替え）。最終的には、陸上部隊は地元消防本部、消防団、岩手県全12消防本部の県内応援部隊に加え、11都道県からの緊急消防援助隊約1,200人、合わせて約1,400人規模の体制を構築し、航空部隊は消防防災ヘリコプター最大9機体制で、自衛隊ヘリコプターと連携して消火活動を実施しました。

陸上部隊は、市街地への延焼阻止を主目的に延焼阻止線を設けて昼夜を分かたず消火・警戒活動にあたりました。担当エリアを明確にした部隊配置のほか、新設された安全管理部隊を中心に林野火災特有の安全管理にも配慮しながらローテーションを組んで活動しました。また、水利不足や山中への部隊投入に備え、大型水槽車や長距離送水が可能な海水利用型消防水利システムを搭載した特殊車両、小型救助車等を部隊に多く組み込んで出動させ、有効に活用しました。さらに、ドローンの赤外線カメラを活用して延焼範囲の把握や熱源の確認をするなど、保有する車両・資機材を有効に活用した消火活動を実施しました。

航空部隊は、消防防災ヘリコプターにより上空から情報収集活動及び熱源探査を実施するとともに、地上部隊が進出困難なエリアにおいて、市街地方向への延焼拡大を抑制することを主目的に消火活動を実施しました。本林野火災は延焼範囲が2箇所に分かれていたことから、小回りが効き、河川の水を活用して給水ができる消防防災ヘリは小鎚地区を担当し、散水量の大きい自衛隊の大型ヘリは市街地に近い吉里吉里地区を担当するなど、活動空域を分けて消火活動を行いました。

懸命な消火活動等により、覚知から11日目の5月2日に鎮圧、38日目の5月29日に鎮火となりました。



消防法における「危険物」とその性状等について

危険物保安室

1 はじめに

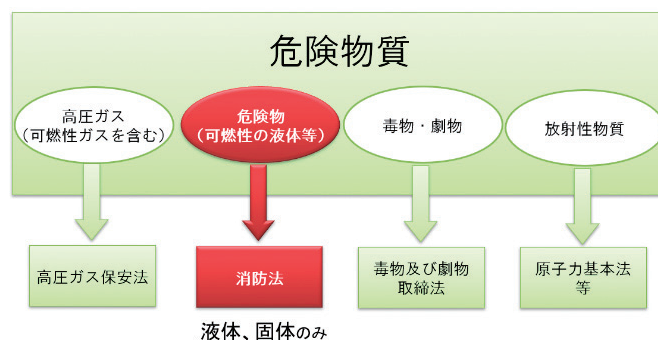
世の中には、様々な危険性を有する物質が存在しますが、それら全てが消防法令上の「危険物」として取り扱われるわけではありません。今回は消防法で規制される「危険物」について、その定義、性質について解説するとともに消防庁にて開催している「火災の危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」の概要について御説明します。

2 消防法における危険物について

(1) 消防法における危険物の概念

消防法における危険物の概念は、一般に呼称されている概念と異なり、消防法上独自の見地からなされています。すなわち消防法における「危険物」の概念は一義的に火災危険性に着目したものであり、毒劇物や放射性物質など一般に危険と考えられている物品の全てを包含する概念ではありません。また、消防法における「危険物」は固体又は液体であり、プロパンガスや水素ガスなどの気体は「危険物」に該当しません。一般的な危険物質の主な法令体系は図1のとおりです。

図1 危険物質の法令体系



(2) 危険物の定義

消防法における危険物の定義は、消防法第2条第7項において「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と規定されています。

ここでいう「消防法別表第一の品名欄」には、それぞれの分類ごとに固有の物品名が掲げられているもののほか、「その他のもので政令で定めるもの」、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」が掲げられています。「その他のもので政令で定めるもの」とは、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第1条において規定されている物品名をいい「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」とは、消防法別表第一の品名欄に掲げられる物品を含有しているものをいいます。

また、「同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とは、「政令に定める危険性を判断するための試験」（以下「危険物判定試験」という。）において、政令で定める性状を有するものとされています。

危険物は、消防法別表第一において、性状に応じて第1類から第6類までの6つのグループに区分されており、性質及び特徴は表1のとおりになります。

表1 危険物の区分

類別	性質	特徴
第1類	酸化性固体	酸化力の強い固体又は衝撃に対する敏感性の高い固体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの
第2類	可燃性固体	比較的低温で着火しやすい固体の可燃物
第3類	自然発火性物質 及び 禁水性物質	空气中で発火するおそれのある固体又は液体、水と接触して発火するもの又は水と接触し可燃性ガスを発生する固体又は液体
第4類	引火性液体	引火性の液体
第5類	自己反応性物質	加熱等により爆発する危険性を有する固体又は液体
第6類	酸化性液体	酸化力の強い液体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの

(3) 危険物判定試験について

危険物であるかどうかは、消防法別表第一の品名欄にあるもので危険物判定試験の結果、一定の性状を示したものが危険物になります。(図2参照) また、各類ごとに危険物判定試験の方法が定められています。(表2参照)

ただし、すでに危険物となるための性状の有無が明白なものについては行う必要はありません。(表3参照)

図2 危険物判定のフロー

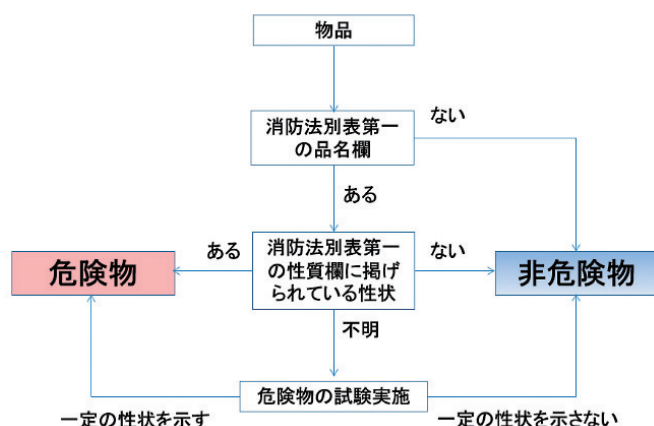


表2 危険物判定試験の種類

類別	試験方法	対象	測定される危険性
第1類	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性
	大量燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)	
	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する感受性
	鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)	
第2類	小ガス炎着火試験	固体	火炎による着火の危険性
	引火点測定試験	固体	引火の危険性
第3類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性
第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性

※以下の政令等を参照。

- ・政令第1条の3から第1条の8
- ・政令別表第3の備考
- ・危険物の試験及び性状に関する省令(平成元年自治省令第1号)

写真 危険物判定試験の様子

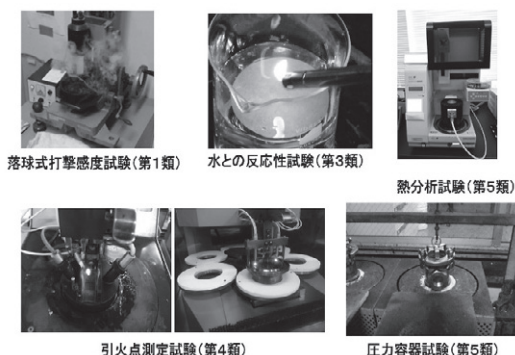


表3 危険物判定試験によらず性状を有しているとみなすもの
(参照：消防法別表第一)

第2類 (可燃性固体)	硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉
第3類 (自然発火性物質 及び禁水性物質)	カリウム、ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム、黄りん
第4類 (引火性液体)	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトン ガソリン、灯油、軽油、重油 クレオソート油、ギヤー油、シリンダー油

また、判定試験において複数の危険性を示す物質は、どちらか一方の危険物に整理されます。(表4参照)

表4 複数の性状を有する物品の属する品名
(参照：危険物の規制に関する規則 第1条の4)

1類と2類の両方の性状を有する場合→ 2類

1類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

2類と3類の両方の性状を有する場合→ 3類

3類と4類の両方の性状を有する場合→ 3類

4類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

このような物質の場合、どちらか一方の類別と整理されることから、もう一方の類別の性質をもつことに留意する必要があります。

3 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会について

(1) 検討会の目的

近年の科学技術の急激な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在の消防法では危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上、支障を生ずる物質が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が増大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うため、過去の事故事例、生産量等の調査から該当する物質を早期に把握して危険性の評価検討を行い、危険物保安に資することを目的として平成21年度から毎年検討会を開催しています。

(2) 調査検討事項

ア 火災危険性を有するおそれのある物質の危険物への追加及び類別の変更にすること

「危険物に該当しない物質のうち、消防法別表第一の性質欄に掲げる性状を有するおそれのある物質」又は「危険物に該当する物質のうち、他の類の性状を示すおそれのある物質」（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）を調査し、危険物への追加又は危険物の類別の変更を行うか否かについて調査検討を行います。

イ 消防活動阻害性を有するおそれのある物質の消防活動阻害物質への追加及び除外にすること

毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物に新たに指定され、又は除外された物質について「消防法第9条の3第1項に定める火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（以下「消防活動阻害物質」という。）に該当するか否か、又は除外を行うか否かについて調査検討を行います。

※消防活動阻害物質とは、消防法第9条の3第1項で「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定されています。

ここでいう「政令で定めるもの」とは、政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で「当該各号に定める数量以上のもの」と規定されており、物質名とその数量は表5のとおりです。

表5 消防活動阻害物質と数量
(参照：政令第1条の10)

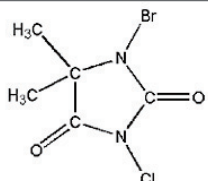
消防阻害物質	数量
圧縮アセチレンガス	40キログラム
無水硫酸	200キログラム
液化石油ガス	300キログラム
生石灰(酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう。)	500キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上欄に掲げる物質	30キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上欄に掲げる物質	200キログラム

(3) 令和7年度検討会結果について

調査検討の結果、以下の1物質については、火災危険性を有するおそれのある物質の候補として、危険物判定試験（消防法第1類の燃焼試験及び落球式打撃感度試験）を実施しました。その結果、当該物質は危険物の性状を示しませんでした。

○ 1-ブロモ-3-クロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン（通称名BCDMH）

表6 新規指定物質概要

名称	構造式
1-ブロモ-3-クロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン (通称名BCDMH)	 ※主な用途は水処理用の殺菌剤

令和7年度の検討結果等は下記のホームページを御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-171.html

なお、消防活動阻害物質については、令和8年2月10日（第3回検討会）までに「薬事審議会 毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）の開催がなかったため、調査を要する物質はありませんでした。

4 おわりに

消防庁では、災害の発生を未然に防止するため、今後も継続して火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討を行い、新規物質等の危険性の早期把握に努めて参ります。

なお、令和8年度の検討会については、第1回を6月に開催しており、年度内に検討結果を公表する予定です。今年度の検討会の動向については、下記のホームページで公開しておりますので御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-192.html

問合せ先

消防庁危険物保安室 危険物判定係
TEL: 03-5253-7524

令和7年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

消防庁特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートでは、災害発生要因となる危険物や高圧ガス等の危険な物質が大量に取り扱われているために、一旦災害が発生した場合には極めて大規模に拡大する危険性が大きく、これら災害の発生防止及び被害の拡大防止を図るため総合的かつ一体的な対策が必要とされます。

そのため、石油コンビナート等災害防止法では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定し、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害防止に関する法律と相い補うことにより、特別防災区域における災害の発生及び被害の拡大防止の総合的な施策の推進を図っています。

2 石油コンビナート等特別防災区域の現況

令和7年11月、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令が一部改正され、石油コンビナート等特別防災区域は74地区（31都道府県）となりました。

特定事業所は632（令和7年4月現在）あり、その内訳は第1種事業所が309（うち、レイアウト事業所141）、第2種事業所が323となっています。

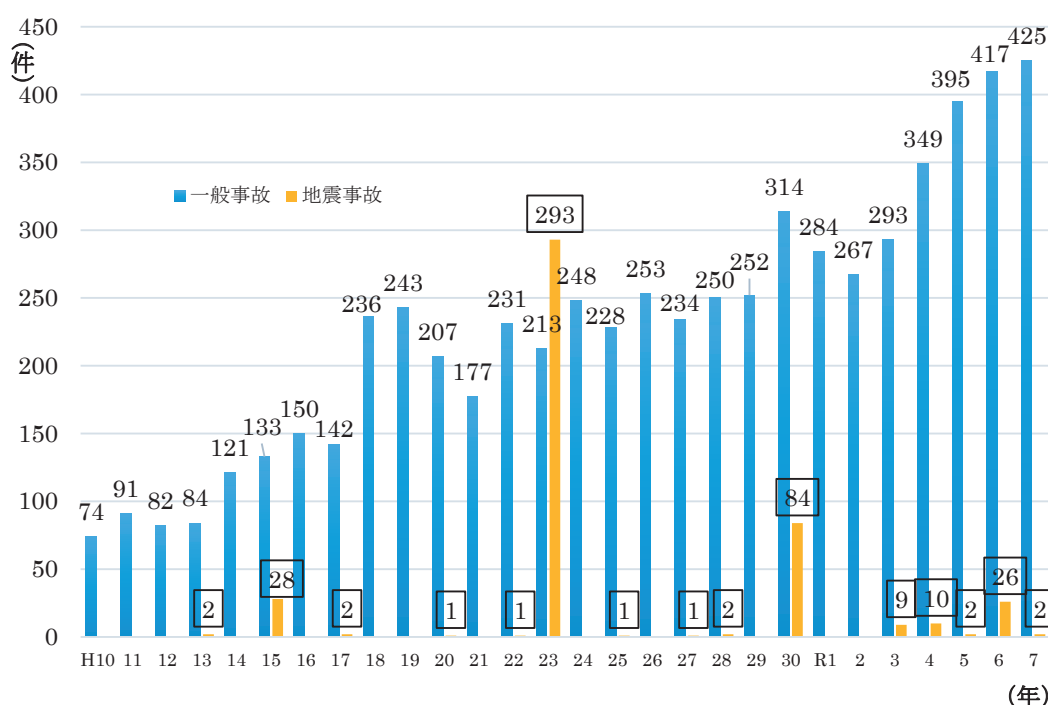
3 令和7年における事故発生状況

令和7年（令和7年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故件数は427件（前年比16件減）で、地震によらない一般事故が425件、地震による事故が2件でした。

また、事故による死者は1人（前年比1人減）、負傷者は48人（前年比24人減）で地震による死傷者は発生していません。地震による事故は12月8日の青森県東方沖を震源とする地震により2件発生しており、内訳は漏えい事故2件でした。

【表1. 令和7年 事故発生状況】

年	特定事業所数	事故件数		死傷者数	
		一般事故	地震による事故	死者数	負傷者数
令和7年	632	425	2	1	48
令和6年	642	417	26	2	72

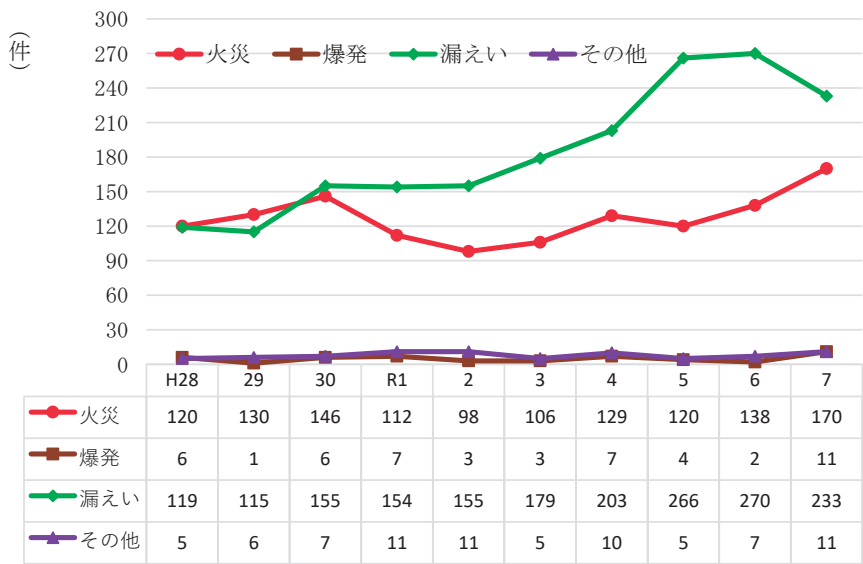


【図1. 平成10年以降の事故発生件数】

(1) 事故種別ごとの一般事故発生状況

一般事故を事故種別ごとにみると、火災170件（前年比32件増）、漏えい233件（前年比37件減）、爆発11件（前

年比9件増）、その他11件（前年比4件増）となっています。
火災と爆発は過去10年で最も多くなっています。



【図2. 過去10年 事故種別ごとの一般事故発生件数】

(2) 業態別の一般事故発生状況

特定事業所の業態別の一般事故発生状況は、表2のとおりです。
業態別の一般事故発生件数の比較では、「石油製品・石炭製品製造業関係」、「化学工業関係」、「鉄鋼業関係」の順に事故が多く、一事業所あたりの事故発生件数につ

いては、「石油製品・石炭製品製造業関係」が高い数値となっています。
また、危険物、毒劇物、高圧ガスを扱うことが多い「化学工業関係」、「石油製品・石炭製品製造業関係」では漏えいが、製鉄における熱源の利用が多い「鉄鋼業関係」では火災が、それぞれ多く発生していることが特徴的です。

【表2. 令和7年 業態別の一般事故発生状況】

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 え い	そ の 他	小 計	事故の総件数に対する割合 (%)	業 態 別 事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	2		1		3	0.7	13	0.23
パルプ・紙・紙加工製造業関係	1		3		4	0.9	3	1.33
化学工業関係	59	1	85	4	149	35.1	219	0.68
石油製品・石炭製品製造業関係	35	4	106	5	150	35.3	40	3.75
窯業・土石製品製造業関係	2		1		3	0.7	8	0.38
鉄鋼業関係	41	4	7	1	53	12.5	28	1.89
非鉄金属製造業関係	4		2		6	1.4	5	1.20
機械器具製造業関係	4	1	4		9	2.1	8	1.13
電気業関係	14		7		21	4.9	52	0.40
ガス業関係	1		7	1	9	2.1	29	0.31
倉庫業関係	3		6		9	2.1	213	0.04
廃棄物処理業関係	2		1		3	0.7	9	0.33
その他	2	1	3		6	1.4	5	1.20
合 計	170	11	233	11	425	100.0	632	0.67

（３）施設区分別の一般事故発生状況

一般事故を施設区分別でみると、「危険物施設」及び「その他の施設※」において多くの事故が発生しており、「危

険物施設」では漏えいが、「その他の施設」では火災が多く発生しています。

【表３．令和７年 施設区分別の一般事故発生状況】

事故	施設	危険物製造所等		高圧ガス施設	その他の施設	合 計
		危険物施設	高圧混在施設			
火 災		45	17	1	107	170
爆 発		5	1		5	11
漏えい		139	42	9	43	233
その他		8			3	11
合 計		197	60	10	158	425

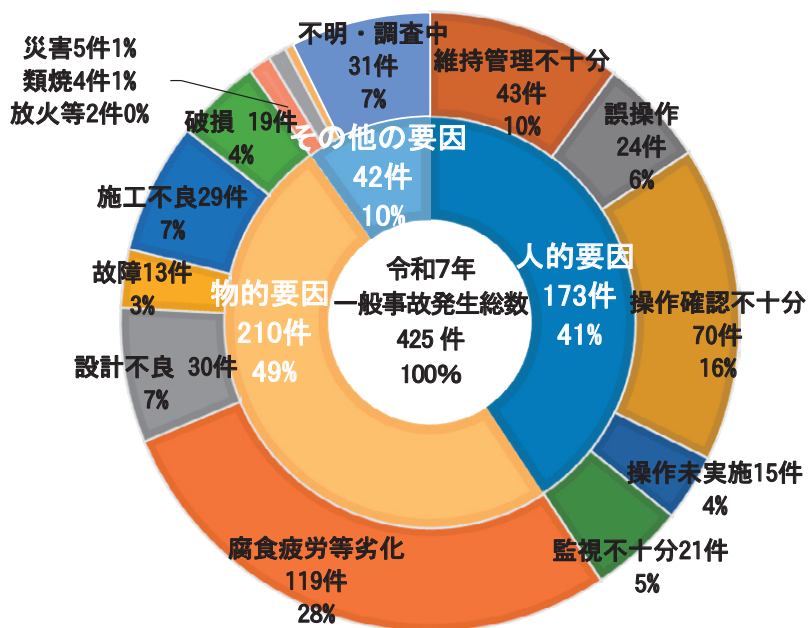
※その他の施設には、作業場、車両、空地、毒劇物施設等がある。

（４）発生要因ごとの一般事故発生状況

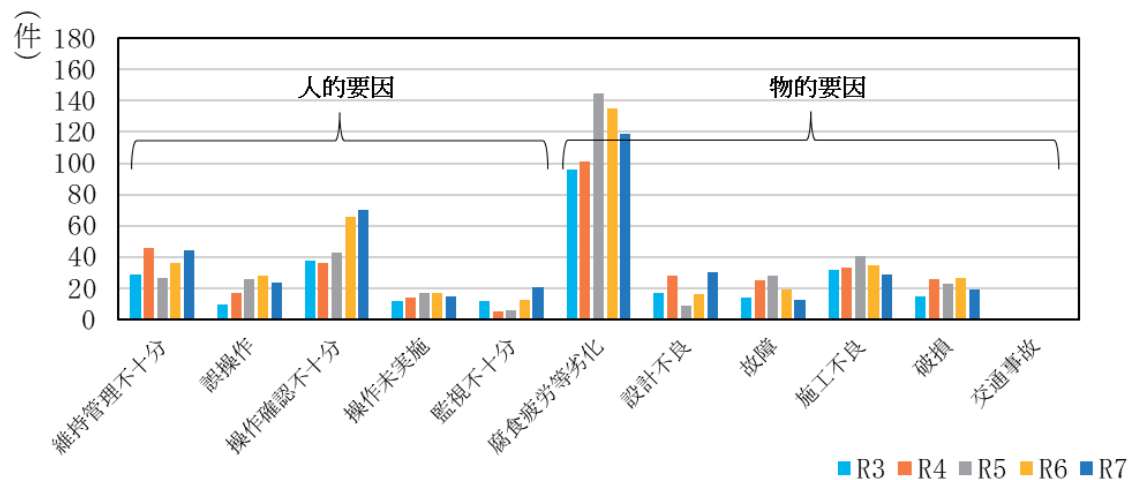
一般事故を発生要因別にみると、人的要因によるものが173件（41％）、物的要因によるものが210件（49％）となっており、内訳で主なものは、「腐食疲労等劣化」

119件、「操作確認不十分」70件、「維持管理不十分」43件となっています。

また、「腐食疲労等劣化」が全体の約３割を占め、他の要因と比べて高い割合が継続しています。



【図３．令和７年 一般事故の発生要因】



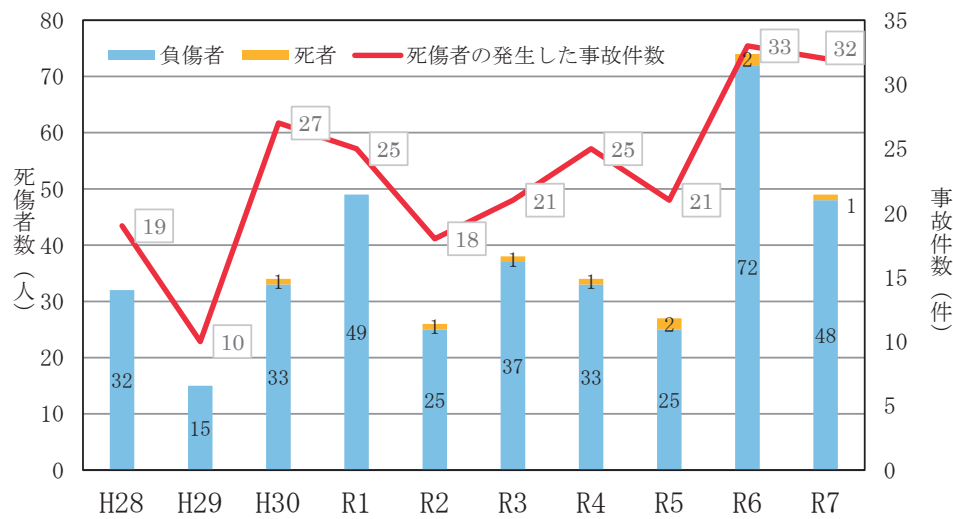
【図4. 過去5年 主要原因別一般事故件数の推移】

(5) 一般事故の死傷者・損害額発生状況

ア 死傷者の状況

令和7年の一般事故425件のうち、死傷者が発

生した事故は32件で、死者1名、負傷者48名が発生しています。



【図5. 過去10年 一般事故の人的被害の推移】

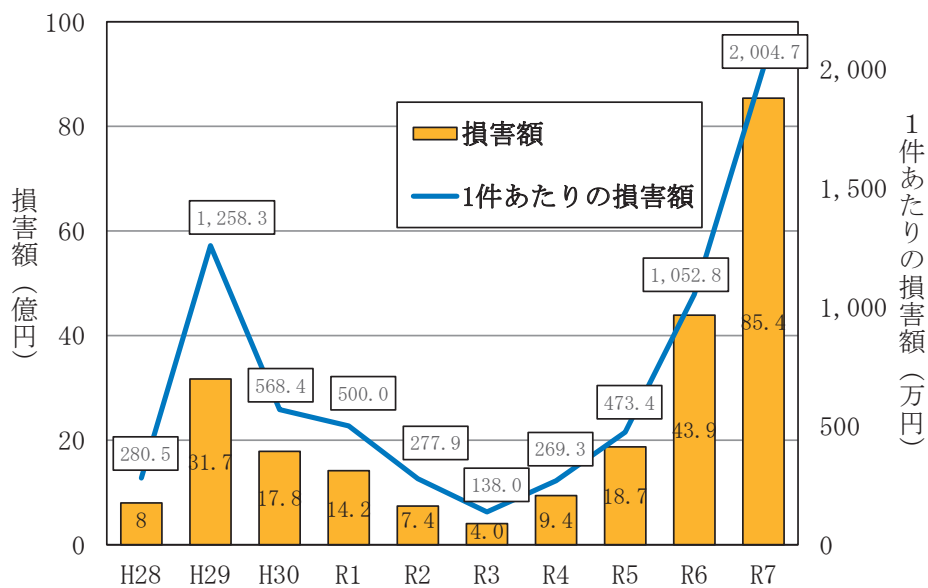
イ 損害額の状況

一般事故425件中、損害額が計上される（1万円以上）事故は193件発生し、その合計は85億3,750

万円となりました。そのうち、火災による損害が9割以上を占めています。

表4. 令和7年 一般事故の事故別損害額】

事故種別	損害額 (万円)	割合 (%)
火 災	783,790	91.8
爆 発	35,513	4.2
漏えい	24,171	2.8
その他	10,276	1.2
合 計	853,750	100.0

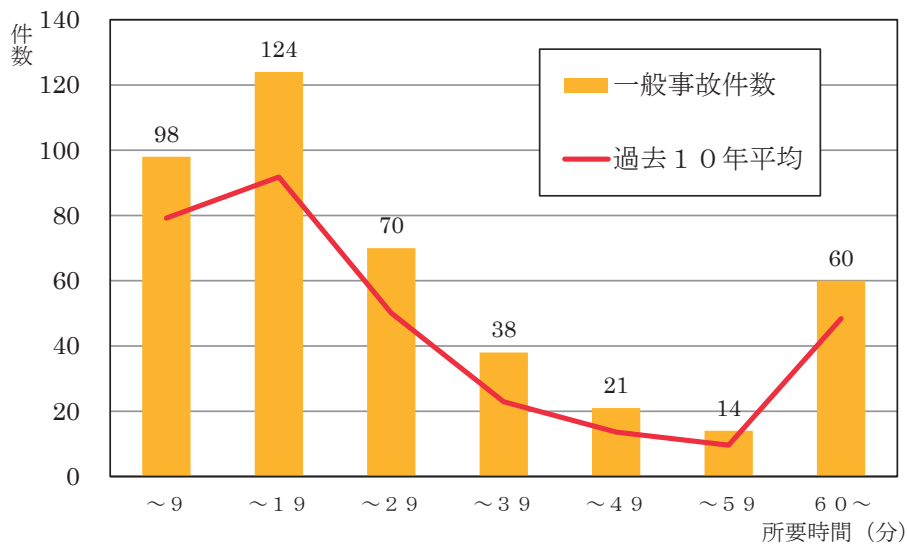


【図6. 過去10年 一般事故の損害額の推移】

(6) 一般事故における通報状況

一般事故における事故発生時の通報状況は図7のとおりです。

事故発生時の通報は、比較的早期に実施できている一方で、60分以上経過している事案も少なくありません。



【図7. 令和7年 一般事故の発見から通報までの時間の状況】

（７）令和７年に発生した主な事故事例

〈事故事例１〉

ガスタービン発電所で配管フランジから硫化水素を含む有毒ガスが流出した事故

事故概要：定期修理に伴い、配管フランジ部の仕切り板反転作業において、フランジを開放する際、縁切りバルブが開放状態であったためフランジ開放部分から硫化水素を含む有毒ガスが流出し、作業員が吸引し受傷したもの。

発生日時：５月１７日 ０９時５８分

発見日時：５月１７日 ０９時５９分

覚知日時：５月１７日 １０時０１分

処理完了：５月１７日 １０時４０分

事故種別：流出

主 原 因：操作確認不十分

業 態：石油製品・石炭製品製造業関係

施設区分：製造施設地区

死 傷 者：１名（死亡）１名（重症）１名（中等症）

損 害 額：１万円未満

事故発生原因：当該作業時に、縁切りバルブの閉止を確認し、閉止されていないければ、バルブを閉止させ作業をしないとイケない。しかし、今回はバルブが開放状態で作業を実施したため、フランジ開放部から硫化水素を含む有毒ガスが流出したもの。

再発防止対策：・縁切りバルブの閉止及び脱圧作業を行う「準備担当者」と縁切りバルブの閉止をバルブ操作にて確認をする「仕切担当者」に分割して別々に行うことを仕切り版作業時の取り決めとして制定
・定期修理等における施設のページ手順の整備
・ガス検知器、保護具等による対策の整備
・社員教育の実施
・硫化水素を含む有毒ガスの発生機会を低減させるための設備改造

〈事故事例２〉

開放検査前の浮上油回収工程において、ナフサ含有の排水を防油堤に流出

事故概要：法定開放検査に向けたタンク内の底部残油を回収するための浮上油回収工程において、浮

き屋根下に滞留する可燃性ガスの放出を目的とした工業用水の水張りが完了し、タンク水切りノズルにサニタリーホースを接続し、防油堤内に排水作業をしていた。その作業から数日後に、定置式ガス検知器が発報、付近住民から異臭の通報が多数あり、消防より事業所に対して現場確認を指示すると、事業所からナフサの流出があったと覚知したもの。ナフサ流出量は、77.5キロリットルとなる。

発生日時：不明

発見日時：５月３０日 ０５時１１分

覚知日時：５月３０日 ０５時４０分

処理完了：５月３１日 １１時４０分

事故種別：流出

主 原 因：操作確認不十分

業 態：石油製品・石炭製品製造業関係

施設区分：レイアウト事業所以外

死 傷 者：なし

損 害 額：４３９万円

事故発生原因：ナフサタンクの浮上油回収工程において、タンク内のナフサ回収が不十分であり、タンク内にナフサが残存する状態で排水作業を行ったため防油堤内にナフサが流出したもの。

再発防止対策：・浮上油回収作業において、タンク内の油の有無を確認するためサンプル確認の他、マンホール及びゲージハッチ等の全箇所からサンプルを採取し、油の有無を確認する。
・浮上油回収作業の手順を明確化し、同様の事故が起きないよう対策

〈事故事例３〉

一般取扱所で圧延機がずれて摩擦したことにより、圧延油が過熱され圧延機から出火した火災

事故概要：令和６年１２月から稼働を開始した冷間圧延機により圧延作業中、機器内部から出火し、工場天井面約３０平方メートル及び圧延機１基を焼損したもの。

発生日時：１１月２３日 １１時０９分

発見日時：１１月２３日 １１時０９分

覚知日時：１１月２３日 １１時１３分

処理完了：１１月２３日 １６時５２分

事故種別：火災

主 原 因：操作確認不十分

業 態：鉄鋼業関係

施設区分：レイアウト事業所以外

死 傷 者：なし

損 害 額：58億1098万円

事故発生原因：圧延作業中に圧延材の位置ずれが発生し、圧延機内の設備に接触したことにより摩擦熱が生じ、圧延油が発火点に至り出火したもの。

再発防止対策：・火災発生時は圧延材が20ミリメートルずれると圧延機内の設備と接触する構造であったが、圧延材のずれを65ミリメートルまで許容できるように圧延機内の設備の設置幅を拡張する。
・圧延中に圧延材のずれが生じた際、電気信号により圧延材のずれ量に応じて警報・減速・停止の制御を導入する。

4 おわりに

一般事故の総件数は、平成元年以降最も多い発生件数となり、操作確認不十分（人的要因）並びに腐食疲労等劣化（物的要因）が多くを占める傾向が続いております。

これら発生要因への対策のうち、ヒューマンエラー対策としては、事故情報の共有、技術的背景（know-why）を把握するための教育、協力会社を含めた安全管理教育等による保安教育体制の充実が望まれます。また、腐食疲労等劣化対策としては、効果的な腐食点検技術、保安・保守業務にビッグデータ、AI及びドローン等の先進技術を導入し、より高度な保安管理体制を構築すること等が考えられます。

また、事故発生時の課題としては、発見から通報までに30分以上を要している事案が例年3割程度あることです。迅速な通報は、災害の拡大防止を図るうえで最も重要な応急措置であることから、特定事業所には出火、漏えいその他異常な現象が発生したときには、直ちに消防署等に通報することが義務づけられています。したがって、特定事業所においては、通報する者と応急対応する者で明確に役割分担しておくなど、迅速な通報が行える体制を構築しておくことが大切です。

消防庁では、石油コンビナートにおける事故件数の増加に歯止めをかけるとともに、重大事故の発生を防止するため、引き続き消防機関、関係省庁並びに関係業界団体等と連携を図り、石油コンビナートの防災体制の充実に努めて参ります。

【令和7年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要】

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/0218dc68d86794659e49e0adac7db25f56eca3b5.pdf>

寄贈救急自動車事業について

救急企画室

1. はじめに

救急自動車による救急出動件数及び搬送人員は年々増加しています。令和7年の救急自動車による救急出動件数は768万6,235件（対前年比3万2,145件減、0.4%減）、搬送人員は676万1,871人（対前年比7,301人減、0.1%減）となり、集計を開始した昭和38年以降で最多となった令和6年に比べて微減となりましたが、過去2番目に多くなりました。（図1参照）

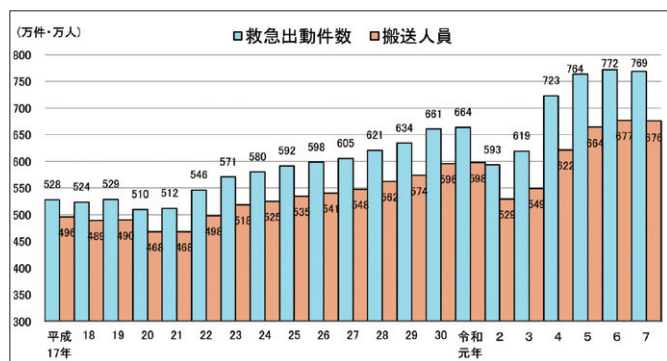
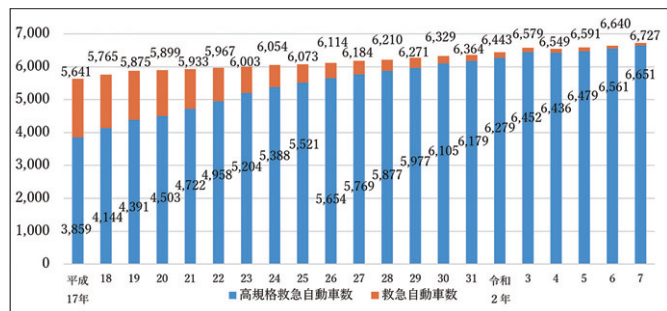


図1：救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移
（「令和7年中の救急出動件数（速報値）」より抜粋）

救急需要の増大や救急業務の高度化に伴い、消防本部では救急車両の増強・更新に際して高規格救急自動車の導入が積極的に図られていますが、財政状況等の事情もあり配備率は100%に至っていません。（図2参照）



※各年とも4月1日現在の数値である。

図2：高規格救急自動車数と救急自動車数の推移
（「令和7年版救急・救助の現況」より作成）

2. 寄贈救急自動車事業とは

寄贈救急自動車事業は、全国の消防本部に高規格救急自動車を配備することで、各地域における救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実を図ることを目的としています。消防庁では、寄贈元であるアステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体に対し、寄贈先となる消防本部の推薦を行っています。上記3団体からは50年以上にわたり全国の消防本部に高規格救急自動車の寄贈をいただいております。累計台数は2,725台（令和8年4月1日現在）となっています。

寄贈を受けた消防本部からは、「救急車は救命率の向上や、迅速で質の高い救急医療を可能にする。最大限活用し救急体制の充実に努める。」などの言葉が寄せられています。



アステラス製薬株式会社 寄贈
鹿沼市消防本部（栃木県）

一般社団法人
日本自動車工業会 寄贈
指宿南九州消防組合
（鹿児島県）

一般社団法人
日本損害保険協会 寄贈
久慈広域連合消防本部
（岩手県）

写真：令和7年度寄贈救急自動車

3. おわりに

今年度も、アステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体から高規格救急自動車を寄贈していただける予定です。今後も、全国各地において寄贈していただいた高規格救急自動車が活躍し、地域住民の方々への安全・安心の提供や、救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実が図られることを期待しています。

問合せ先

消防庁救急企画室 辻、松田、出口
TEL: 03-5253-7523

令和8年安全功労者内閣総理大臣表彰式 令和8年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

総務課

1 安全功労者内閣総理大臣表彰式

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、「国民安全の日」の創設について（昭和35年5月6日閣議了解）の趣旨を踏まえて行われているものです。

今年は、去る7月1日（水）、首相官邸において、高市内閣総理大臣のほか、大沢消防庁長官等が列席し、表彰式が挙行されました。消防庁関係では、火災予防分野で2名と4団体が受賞し、高市内閣総理大臣から表彰状が授与されました。

内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部） ※敬称略

阪本 緑
佐々木 喜代枝

内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）

安中市女性防火クラブ
一般財団法人宮崎県消防設備協会
大川市女性防火クラブ
和木こども園幼年消防クラブ



高市内閣総理大臣から受賞者代表（安中市女性防火クラブ）への表彰状授与



受賞者代表（佐々木喜代枝）から謝辞を受ける高市内閣総理大臣

2 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及徹底や安全水準の向上のために尽力又は貢献された個人・団体を表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、国民の生命、身体、財産を災害から防護するため献身的に尽力された消防団員及び女性防火クラブ員を表彰しているものです。



式辞を述べる高橋総務副大臣

今年度は、去る7月10日（金）、総務省講堂において、林総務大臣に代わり、高橋総務副大臣、大沢消防庁長官等が出席し、三輪日本消防協会理事長、秋本日本防火・防災協会会長、西藤日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、表彰式を挙行了しました。今回は、安全功労者として個人の部20名、団体の部9団体が、消防功労者として消防団員1名、女性防火クラブ員3名が受賞し、高橋総務副大臣から表彰状が授与されました。



高橋総務副大臣から受賞者代表への表彰状授与

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（個人の部）

加藤 憲一	塩見 政勝
塚原 義太郎	嶋田 豪洋
並木 重和	多田 龍弘
飯島 恵津子	吉田 誠
佐々木 好子	橋本 英明
安藏 誠市	和崎 法子
上田 和男	梅崎 輝繁
東 繁代	佐田 文夫
松井 康信	富永 新三郎
那須野 孝之	二宮 小百合

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（団体の部）

城前寺保育園幼年消防クラブ
大商化成株式会社
日本スピンドル製造株式会社
名谷地区防災福祉コミュニティ
粕屋北部地区防災協会
油木東部第1・第2女性防火クラブ
株式会社フジバンビ
金町防火管理研究会
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

消防功労者

※敬称略

総務大臣表彰受賞者（消防団員）

田中 純一

消防功労者

総務大臣表彰受賞者（女性防火クラブ員）

安養寺 のり子
佐藤 菊子
寺崎 いくえ

問合せ先

消防庁総務課表彰係
TEL: 03-5253-7521（直通）

消防分野におけるAI導入マッチングイベントについて

技術戦略室

1 はじめに

消防庁では、令和8年3月に策定した「消防技術戦略ビジョン※1」を踏まえ、重点分野として、「AIの活用による高度な判断支援」及び「ロボット・ドローンの活用による活動可能範囲の拡大」を実現するための技術開発を推進している。

こうした背景を踏まえ、消防庁では、経済産業省と連携し、生成AIの持続的な開発力の向上と社会実装の加速を目的としたプロジェクト「GENIAC※2」との協働のもと、消防分野における初めてのAI導入マッチングイベントを開催した。

本イベントは、AI技術（AIロボティクスを含む。以下同じ。）に関するニーズを有する消防本部と、AI関連企業とを将来的にマッチングし、消防庁及びGENIACの支援のもとで、消防分野におけるAI技術の活用を推進することを目的としている。

※1 https://www.soumu.go.jp/main_content/001064554.pdf

※2 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/geniac/index.html

2 イベントの概要

【イベント名称】GENIAC × 消防庁 消防分野AI導入マッチングイベント

【実施日】令和8年6月24日

【会場】中央合同庁舎2号館 地下2階 講堂

【参加者】

- ・消防本部等の消防関係者：約100名
- ・AI関連企業：15社

【主な内容】

①消防分野におけるAI活用ニーズの説明

（ニーズの内容）

- ・119番通報の対応業務に係るAI活用（119番通報の自動応答等）
- ・#7119の自動応答等

- ・現場指揮活動の判断支援
- ・建物等の防火対策の支援
- ・ロボットの活用



図1 消防庁による説明の様子

②参加企業による保有技術のプレゼンテーション
（詳細は図2参照）

③参加企業の展示ブースの見学、自由交流

展示ブース見学及び自由交流では、消防関係者が各企業のブースを訪問し、技術の特徴や消防業務への適用可能性について活発な意見交換が行われた。

GENIAC

出展企業一覧

119番通報の
自動応答に必要な
技術と親和性のある
技術

- ① 株式会社ELYZA 日本語や業界特化型の大規模言語モデル (LLM) の開発と、それを活用した大手企業のDX推進やコンサルティング、AI SaaSの提供を実施
- ② 株式会社IVRy 119番通報のAI自動化119番通報の「受付・ヒアリング・転送・文字起こし・情報整理」を一気通貫でAIが効率化
- ③ 株式会社MITSUHIRO 「HealthSearch」を救急相談の入口として位置づけ、セルフケアから通報、医療機関受診までを最適につなぐ救急医療インフラ」の構築を推進
- ④ 株式会社Quick 株通報音声のリアルタイム文字起こし・要約・緊急度判定等を通じて、指令業務の効率化・品質向上を支援
- ⑤ カラクリ株式会社 独自の国産AIを自社開発実施。行政情報の発信から住民の相談対応、研究現場の専門AI開発まで、一気通貫に提供
- ⑥ 株式会社ゼネラル 指令システム/消防救急デジタル無線システム/市町村防災行政無線の製造、開発、販売及びサービス提供を実施

現場指揮活動の
判断支援に必要な
技術と親和性のある
技術

- ⑦ Fairy Devices株式会社 ウェアラブルデバイスで収集された膨大な現場データから、熟練工の暗黙知や高度な身体知を抽出し、技能継承や作業の自動最適化を実現
- ⑧ 株式会社Highlanders ヒューマノイド及び四足歩行ロボットを開発しており、数多くのPOC実績あり。消防用途では四足歩行ロボットの災害時の活用を検討中。
- ⑨ newmo株式会社 24時間365日すべての電話を受電し、迎車地を確認して配車システムに自動登録するAI電話配車エージェント「maido」を展開
- ⑩ nocall株式会社 AI電話自動化SaaS「nocall.ai」を提供。架電・受電を自動化し、人材紹介・採用・督促・カスタマーサポート等の電話業務を効率化
- ⑪ 株式会社Preferred Networks デジタル庁のガバメントAI「源内」の採用をはじめ、700を超える全国の自治体への利用実績を有し、さまざまな現場でのAI活用を支援
- ⑫ 株式会社アトム ヒューマノイド本体だけでなくハンド部分やVLAモデルも自社開発し、量産に向けた国産サプライチェーンを構築中
- ⑬ 日本電気株式会社 災害映像を集約・検索しやすくし、必要情報の把握を支援する技術提供。AIが映像を解析・文書化し、状況把握や報告を効率化

建物等の防火対策の
支援に必要な技術と
親和性のある技術

- ⑭ 株式会社ABEJA ABEJA Platformを中核に、顧客のAI活用を実運用として成立させ、継続的な高度化を実現するエンタープライズプラットフォーム事業を展開
- ⑮ 東北物産株式会社 消防設備設計・施工・保守、電気工事、電気通信工事、雷害ソリューション、消防設備デジタル審査ソフトRAGDA開発・販売など

図2 参加したAI関連企業一覧



図3 展示ブースの見学

3 今後について

本イベントは、消防関係者とAI関連企業が直接対話し、消防業務特有の課題などを共有することで、AI技術を消防分野で活用していくための具体的な連携につながる機会となった。

消防本部とAI関連企業とのマッチングが成立した際は、消防庁及びGENIACの支援のもとで、消防分野におけるAI技術の活用を推進していくことを想定している。

緊急消防援助隊情報

岩手県大槌町林野火災における緊急消防援助隊の活動に関する検証会の実施について

広域応援室

岩手県大槌町林野火災における緊急消防援助隊の一連の活動等を検証し、今後の迅速かつ的確な運用を図るため、令和8年6月29日、盛岡地区広域消防組合消防本部を会場に標記検証会を実施しました。

受援県である岩手県、受援消防本部である釜石大槌地区行政事務組合消防本部、受援県代表消防本部である盛岡地区広域消防組合消防本部、応援都道府県の航空隊及び代表消防本部並びに全国消防長会にご参加いただき、受援側、応援側それぞれの観点から奏功事例や活動上の課題等の振り返りを行い、今後の対応策について議論を行いました。

会議では、実際に現地に出動された釜石大槌地区行政

事務組合消防本部、盛岡地区広域消防組合消防本部、岩手県防災航空隊、仙台市消防局、札幌市消防局の委員の皆様から、それぞれの現地での活動について事例発表をしていただきました。その上で、緊急消防援助隊の派遣調整・規模、大規模林野火災における消防戦術、林野火災に効果的な車両・資機材、受援体制、後方支援体制、緊急消防援助隊の広報活動などをテーマにディスカッションがなされました。

今回の検証会での議論等を踏まえ、今後の運用の見直しを図り、緊急消防援助隊の活動がより一層効果的なものとなるよう取り組んでまいります。



活動事例発表
(釜石大槌地区行政事務組合消防本部)



活動事例発表
(岩手県防災航空隊)



活動事例発表
(盛岡地区広域消防組合消防本部)



検証会の様子



高機能消防指令センターを更新、運用開始式を 挙行―視る119へ「+Vision119」始動―

小山市消防本部

小山市消防本部では、本部庁舎の高機能消防指令センターを更新し、令和8年4月1日、新体制による運用を開始しました。また、同日、運用開始式を挙行しました。本更新では指令装置等を全面更新し、処理能力と情報共有機能を大幅に強化しました。併せて、映像通報システム「+vision119（プラスヴィジョンイチイチキュー）」を導入し、通報者のスマートフォンから現場映像のリアルタイム受信および応急手当動画の即時送信が可能となりました。最先端の指令体制により、地域防災力の一層の向上を図ります。



消防一般表彰 表彰式を開催

海老名市消防本部

海老名市消防本部では、小田急海老名駅電車で発生した救急事案において、適切な応急処置を実施した功績を称え、令和8年5月31日に感謝状を贈呈しました。

同表彰は、心肺停止の傷病者に対して応急処置等を実施し、社会復帰に至った場合など、市消防に顕著な協力を行った個人に対し、市消防表彰規程に基づき贈呈するものです。

今回の表彰では、遭遇した緊急事態に対し、車内で乗り合わせた乗客4名の迅速な判断と的確な応急処置により社会復帰に導いた功績を称え、感謝状を贈呈しました。



消防通信 望 楼 ぼうろう

八尾市消防団曙川分団金武分団長様より消防活動 ジオラマ(ミニチュア)を寄贈していただきました

八尾市消防本部

令和8年3月10日（水）に八尾市消防団曙川分団の金武分団長様より、消防活動のジオラマ(ミニチュア)を作成・寄贈していただきました。

金武分団長には兼ねてより数々のミニチュアを作成いただいております。一番初めに寄贈いただいたのは十数年前で、八尾市消防署高安出張所で運用しております救急車のミニチュアを作成していただきました。その後も救助工作車や調査車など、まるで本物かのように細部までこだわって作り込まれたミニチュアを数々作成いただいております。

そして今回、これまで作成いただいたミニチュアの集大成とも言えます『消防活動のジオラマ』を寄贈いただきました。これまでと同様に、本物さながらの消防車両と、箱庭技研様の協力で活動隊員のミニチュアも作成していただいております。臨場感あふれる消防活動ジオラマでした。

八尾市消防本部へお越しの際は、是非、見学してください。



「令和8年度はしご車操法技術練成会」を 実施しました

豊中市消防局

豊中市消防局では、令和8年5月18日から5月20日の訓練実施期間を設定し、はしご車を共同運用している箕面市消防本部の訓練施設において「令和8年度はしご車操法技術練成会」を実施しました。練成会では、はしご車の誘導、部署位置選定、基本操作技術、放水要領及び要救助者救出要領など、連携の取れた活動について重点的に審査を行いました。安全・迅速な活動をモットーにレベルアップし続けるはしご隊を目指します。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



救助科における教育訓練 ～新たなステージのスタート～

消防大学校では、救助業務に関する高度の知識及び能力を専門的に修得させるとともに、教育指導者としての資質を向上させることを目的として専科教育「救助科」の教育訓練を実施しています。

令和8年度の第92期は4月15日から6月8日までの日程で実施され、48名の学生が、240 時間の教育訓練を終え無事卒業しました。

この救助科では「安全管理」「指揮能力の向上」「初心」を柱に幅広い分野の講義や実災害に即した訓練を実施しました。

実動訓練においては、火災救助、山岳救助、震災救助等の一般的な救助事象から地域性のある救助事象に対する訓練をはじめ、各地域で発生している多数傷病者対応、大規模イベントにおいて発生が想定される NBC テロ災害等の大規模災害対応、また近年増加している土砂災害など、多岐に渡る実践的訓練を展開し、現場指揮者として指揮・判断力や安全管理能力の向上を目指しました。



土砂災害対応訓練

さらに校外研修では、東京消防庁災害史安全教育室や日本航空安全啓発センターを訪れ、改めて現実には発生した事故の怖さを実感し、消防活動中の事故を起こさないために、凡事徹底そして多角的に収集した情報に基づく冷静な判断が求められることを再認識しました。

課題討議では、各消防本部が注力していることについて、班ごとに協議して1つのテーマに絞ったうえ、討議・研究してその結果を発表しました。発表後は主に「人材育成」と「安全管理」の2つのテーマについて見識を深めるべく、消防大学校の教官や消防庁の担当者との意見交換が活発に行われました。

最終の学生企画訓練では、新たな試みとして緊急消防援助隊を想定した中隊規模の訓練を実施しました。この訓練では、実災害に必要な部隊運用能力を総合的に練



学生企画訓練

磨することを目的として、学生が企画、実施、評価を行うことで、複数小隊の連携、指揮命令系統、安全管理体制の確立、検証を含む多様な要素を総合的に習得することができました。

訓練当日は、各地で記録的な大雨となった台風6号の影響により、予定していた教育支援隊の参加が叶わず、大雨のため訓練の開始時間を遅らせるなど予定通りとはいきませんでしたが、それもまた訓練の一側面、柔軟に対応することによって、より高い教育効果が得られたものと思います。

研修を終えた学生からは、「危険要因を把握し、最悪の事態を想定しながら活動することの重要性を改めて認識しました。」「現場での経験則や個人に頼る救助ではなく、指揮隊を中心とした一元的な命令系統がいかに部隊の安全と迅速な活動を左右するかを学びました。」「救助隊員としての原点である「初心」の大切さを再認識する機会となりました。慣れや経験に頼るのではなく、常に学ぶ姿勢を持ち続け、基本を大切にすることが安全で確実な活動につながると感じています。」等、有益であったとの所感が数多く寄せられました。

今後は、消防大学校での学びを確実なものとしつつさらに発展させ、殉職事故を絶対に発生させないという強い決意のもと、人命救助のエキスパートとして人材育成による組織力の強化と救助業務の指導者としての活躍に期待しています。



入学式（全体写真）



緊急消防援助隊教育科指揮隊長コースにおける教育訓練

消防大学校では、令和8年5月7日から21日までの約2週間の日程で、令和8年度緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース第31回を実施しました。

本コースは、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等の部隊指揮・部隊運用能力向上を目的として実施したものであり、部隊運用や各関係機関との連携の重要性に加え、能登半島地震、林野火災、過去の災害対応等教訓を踏まえ、消防庁広域応援室と目的や手法等について調整しながら学科カリキュラムを作成しました。

今回のコースでは、「受援」を最大のテーマとして位置づけ、応援側・受援側双方の視点を踏まえた教育訓練を実施しました。

本コースでは、緊急消防援助隊の派遣活動経験を活かすため、過去の災害における課題を振り返りながら、統括指揮支援隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長など、立場の異なる指揮者から、派遣時における部隊運用や課題について講義を受けました。これにより、大規模災害時における指揮運用の重要なポイントについて、より具体的なイメージを持つことにつながりました。



指揮シミュレーション訓練

また、消防庁広域応援室からは、新設部隊の活用方法、動態情報システム（DJS）端末の効果的な運用方法、後方支援体制等について講義を受けたほか、消防庁長官講話では、指揮隊長に求められる責任や覚悟、期待される役割について理解を深めました。

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の発生を契機に、平成7年に発足し、昨今の自然災害の頻発化・激甚化とともに、首都直下地震や南海トラフ地震等の切迫性を背景に、継続的な強化が図られています。消防大学校においても、本コースの内容をより充実させるため、昨年度

から研修期間を2日間延長しています。

さらに、近年、大規模な林野火災が相次ぎ、緊急消防援助隊の派遣が増加していることを踏



受援図上訓練

まえ、大規模災害時における受援の流れを理解するとともに、受援側の視点・ニーズを踏まえた対応、受援と応援を一体的に捉えた活動能力の向上を目的として、受援アドバイザーを招へいし、消防大学校初となる林野火災を想定した受援図上訓練を実施しました。

学生からは、「緊急消防援助隊制度について改めて学び直すことができた」「出勤要請時の判断基準や必要情報、航空隊と地上部隊の連携について理解が深まった」「指揮シミュレーション訓練を通じ、指揮隊長として重責を担う覚悟ができた」「受援図上訓練を通じて、応援側と受援側の連携や情報共有、一体的な部隊運用の重要性を再認識した」などの所感が寄せられました。

最後に、本コースを通じて指揮隊長たちが得た知識、能力及び全国の消防本部間の横の繋がりが今後、各所属消防本部に還元され、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の一体的かつ効果的な部隊運用につながるものと確信しています。



全体写真

問合せ先

消防大学校教務部
TEL:0422-46-1712



最近の報道発表（令和8年6月21日～令和8年7月20日）

<総務課>

8.7.1	令和8年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）	令和8年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）受賞者は、次のとおりです。 個人2名、団体4団体
8.7.3	令和8年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	令和8年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、次のとおりです。 安全功労者表彰受賞者 個人20名、団体9団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員1名、女性防火クラブ員3名

<技術戦略室>

8.6.22	消防分野におけるAI導入マッチングイベントの開催	消防庁では経済産業省と連携し、生成AIの持続的な開発力の向上と社会実装の加速を目的としたプロジェクト「GENIAC※1」との協働のもと、消防分野における初めてのAI導入マッチングイベントを開催することといたしましたのでお知らせします。 消防庁では、令和8年3月に策定した「消防技術戦略ビジョン※2」を踏まえ、重点分野として、「AIの活用による高度な判断支援」及び「ロボット・ドローンの活用による活動可能範囲の拡大」を推進しているところです。 本イベントでは、消防分野におけるAI技術の理解と利活用促進に向け、消防本部等の消防関係者と、AI関連企業が交流・情報交換を行います。消防庁から消防分野におけるAI活用ニーズを提示するとともに、参加企業による技術紹介やブースでの意見交換を通じて、消防分野におけるAI技術の具体的な活用可能性について検討を深めます。 消防本部とAI関連企業のマッチングが成立した際は、消防庁及びGENIACの支援のもとで、消防分野におけるAI技術の活用を推進していくことを想定しています。 ※1 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/geniac/index.html ※2 https://www.soumu.go.jp/main_content/001064554.pdf
8.6.24	消防の課題を解決するAIを活用した技術提案の募集	消防庁では、令和8年3月に策定した「消防技術戦略ビジョン※1」を踏まえ、重点分野として、「AIの活用による高度な判断支援」及び「ロボット・ドローンの活用による活動可能範囲の拡大」を推進しているところです。 このたび、消防の課題を解決するAIを活用した技術提案を以下のとおり募集することとしましたのでお知らせします。 今後、消防本部とAI関連企業のマッチングが成立した際は、消防庁及びGENIAC※2の支援のもとで、消防分野におけるAI技術の活用を推進していくことを想定しています。 ※1 https://www.soumu.go.jp/main_content/001064554.pdf ※2 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/geniac/index.html
8.7.17	消防防災科学技術研究推進制度の令和8年度第1期緊急枠研究開発課題の採択	消防庁では、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）により研究開発を推進しています。 近年発生した災害等を踏まえ、消防活動現場で活用できる技術の研究開発を第1期緊急枠として公募し、採択しましたので公表します。

<救急企画室>

8.6.23	令和8年5月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和8年5月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
--------	---------------------	--

<予防課>

8.6.26	甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布	甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）について、令和8年4月29日（水）から令和8年6月2日（火）までの間、意見を公募したところ、5件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。
8.6.29	「令和8年度 予防行政のあり方に関する検討会」の開催	「令和8年度 予防行政のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

8.6.29	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和8年5月2日から令和8年6月5日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出がありませんでした。 意見の公募の結果も踏まえて、当該省令等を本日公布しましたので併せてお知らせいたします。
--------	---	--

<国民保護室・国民保護運用室>

8.7.10	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	長野県及び同県佐久市が、国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、19件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
--------	----------------------	--

<地域防災室>

8.7.1	「第31回防災まちづくり大賞」の事例募集	「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、31回目となる本年度は、本日から令和8年9月11日（金）までの間、取組事例を募集します。
-------	----------------------	--

<防災情報室>

8.7.10	地方公共団体における防災行政無線等の整備推進	消防庁では、地方公共団体における防災行政無線等（※）の整備状況に係る調査を実施し、この度、令和8年3月31日現在の状況を取りまとめましたので公表します。 今後も、未整備団体に対し、防災行政無線等の整備を推進して参ります。
--------	------------------------	---



最近の通知 (令和8年6月21日～令和8年7月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第266号	2026年6月22日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長	リチウムイオン電池総合対策ポータルサイトの開設について
消防危第142号	2026年6月24日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁危険物保安室長	令和7年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況について
消防予第280号	2026年6月24日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について
消防予第283号	2026年6月26日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長	学校における防火安全対策の徹底について
消防予第239号	2026年6月26日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について
消防消第261号	2026年6月26日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布等に係る消防防災分野における対応について（通知）
府政防第1211号 消防災第108号	2026年6月29日	各都道府県消防防災主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（生活環境担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長	避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成・活用について（通知）
消防危第156号	2026年6月29日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
消防災第110号 消防広第380号 消防予第302号 消防特第118号	2026年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁防災課長 消防庁広域応援室長 消防庁予防課長 消防庁特殊災害室長	「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について
消防災第171号 消防広第381号 消防予第303号 消防特第119号	2026年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁防災課長 消防庁広域応援室長 消防庁予防課長 消防庁特殊災害室長	林野火災用消火薬剤の評価ガイドラインについて（通知）
事務連絡	2026年6月30日	各都道府県消防防災主管課 各消防本部 非常備町村消防防災主管課	消防庁予防課	付加的機能・先進的機能を有した住宅用火災警報器等の普及促進に向けた先進的な取組事例等の情報提供について
事務連絡	2026年7月2日	各都道府県消防防災主管課 各消防本部 非常備町村消防防災主管課	消防庁予防課	予防技術検定の実施に関する公示について
消防予第278号	2026年7月3日	各都道府県知事 各指定都市市長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁次長	火災予防条例（例）の一部改正について（通知）
消防予第279号	2026年7月3日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長	上引き排気ダクト等の適切な管理に関する運用について（通知）
消防情第217号	2026年7月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について（通知）
消防予第327号	2026年7月13日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長	非常電源（自家発電設備）の点検における負荷運転の状況等に係る調査の実施について
消防災第118号	2026年7月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	令和8年度総合防災訓練大綱について
消防救第258号	2026年7月16日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	「世界保健機関（WHO）による緊急事態宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について

広報テーマ

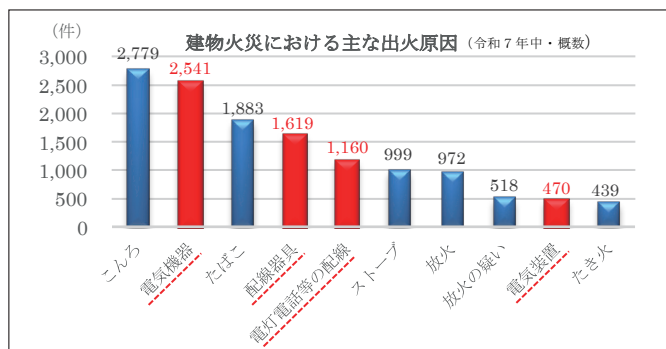
8 月		9 月	
①電気機器等の安全な取扱い	予防課 危険物保安室 防災課 防災課 技術戦略室	①9月9日は救急の日	救急企画室 予防課 地域防災室 地域防災室
②危険物施設等における事故防止		②住宅防火防災キャンペーン	
③火山災害に対する備え		③全国少年消防クラブ交流大会	
④防災訓練への参加の呼び掛け		④事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	
⑤AIの積極的な導入			



電気器具等の安全な取扱い

予防課

電気器具等は日常生活において欠かすことのできないものですが、下グラフのように電気器具等が原因となる火災は多く、使用者の不注意や誤った方法で使用情况は、火災につながるおそれがあります。



令和7年中の建物火災の件数は、22,345件となっており、そのうち電気器具等（電気機器、配線器具、電灯電話等の配線、電気装置）に起因する火災件数は5,790件で建物火災全体の約26%を占めています。

- ・電気機器：電池類、電化製品、OA機器等
- ・配線器具：スイッチ、安全器、ソケット等
- ・電灯電話等の配線：送電線、配電線、引込線等
- ・電気装置：モーター、コンデンサー、制御盤、燃料電池等

電気器具等を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具等は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 正しい使用

電気ストーブで洗濯物を乾かしている時に、洗濯物が電気ストーブの上に落ちて火災につながるなど、電気器具等を本来の目的以外で使用すると、意図しない火災につながるおそれがあります。

使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解して正しく使用しましょう。

3 危険なたこ足配線を行わない

現在は、数多くの電気機器が使用されています。このため、使用する電気機器に対しコンセントが不足し、たこ足配線になる傾向があります。

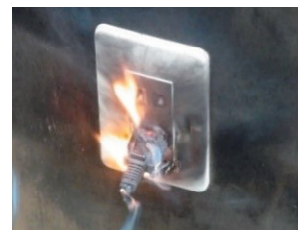


テーブルタップ自体が過熱 たこ足配線による火災

し、火災の原因となるため、テーブルタップの電気の許容量を超えて使用するたこ足配線は絶対にやめましょう。

4 コンセントの清掃

コンセントに差込プラグを長期間差し込んだ状態にしておくと、コンセントと差込プラグの間にほこり等が付着し、付着したほこり等に湿気が帯び、通電することにより火災になることがあります（トラッキング火災）。



トラッキング火災に注意！

差込プラグに付着したほこり等は、定期的に取り除くようにしましょう。

5 バッテリーの保管と損傷した場合の対応

日常で使用している電気機器にはリチウムイオンバッテリーを使用しているものが数多くあります。

スマートフォンや小型扇風機、モバイルバッテリーなど、リチウムイオンバッテリーを使用しているものは、高温になる車内などに放置すると出火する恐れがあります。



リチウムイオンバッテリーの火災

また、地面に落下させるなどして、衝撃が加わった機器を使用する場合も発火の危険が高まります。バッテリーを落下させてしまい形が変形した場合や、バッテリーが膨張した場合などは使用するのをやめましょう。

【電気器具等の火災を防ぐポイント】

1. 必要に応じて点検を実施する。
2. 電気器具等は、正しく使用する。
3. 使用しないときは、コンセントから抜く。
4. 危険なたこ足配線を行わない。
5. 差込プラグに付着したほこり等は取り除く。
6. バッテリーは高温になる場所で保管しない。
7. 破損したバッテリーは使用しない。



危険物施設等における事故防止に関する取り組みについて

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災事故及び流出事故件数は、依然として横ばいで推移しています。

消防庁では、平成14年から、学識経験者、関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」を開催し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

また、行政機関相互における事故防止の共通認識及び連携強化を図ることを目的として、全国6か所において都道府県や消防機関が出席する「危険物等事故防止ブロック連絡会議（以下「ブロック会議」という。）」を開催しています。

ここでは、連絡会の内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。

写真 危険物等事故防止対策情報連絡会の様子



2 危険物等事故防止対策実施要領

連絡会における事故防止対策の目標については、平成29年3月の連絡会で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること（*）」としています。連絡会会員は、この目標を踏まえて、それぞれの役割や実情を勘案し、特に重要と考えられる実施事項を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領（以下「実施要領」という。）」を毎年度作成し、これに基づく危険物等に係る事故防止を推進することとされています。

（*）1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知、令和2年12月7日付け消防危第287号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物等事故防止安全憲章」及び「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」の内容や、地震、津波及び風水害の状況を踏まえ、自らの実態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要です。連絡会ではこれに鑑み、「保安教育の充実による人材育成・技術の伝承」、「想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組」、「地震・津波・風水害対策の推進」に留意して事故防止対策を講ずることとしています。

3 消防庁の取組

実施要領に基づく、消防庁の主な取組内容は次のとおりです。

- 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知指導する。
- 屋外タンク内部の防食として有効なコーティングについて、技術進歩に伴う新たな知見・技術を踏まえて調査検討する。
- 危険物施設におけるAI・IoT等の新技術に係る調査等を実施し、効果的な危険物保安のあり方について検討する。
- バイオ燃料及び合成燃料等の新燃料の普及等、GX新技術に係る危険物規制の課題を抽出し、効果的な危険物保安のあり方について検討する。
- ブロック会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらい、広く情報共有するとともに、会議結果を周知することにより、都道府県等の取組を活性化する。

※ 今年度は北海道、埼玉県、岐阜県、奈良県、山口県、佐賀県の6か所で実施します。

- 都道府県及び消防本部の取組に資するため、消防庁で把握した事故事例・良好事例のうち共有すべきものについて、積極的に情報提供する。
- 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため平成26年から開催されている「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）」における災害防止に向けた取組を進める。

4 おわりに

今後も、連絡会、ブロック会議、3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和8年6月1日付け消防危第127号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催するブロック会議等への積極的な参加に配慮をお願いします。

「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（令和8年3月30日付け消防危第55号）

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kiho055.pdf>

「3省連絡会議共同運営サイト

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524



火山災害に対する備え

防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に50火山の周辺地域（23都道県）は火山災害警戒地域に指定されています（令和8年7月31日時点）。

○火山災害に関する情報を知る

過去の火山災害（御嶽山噴火災害）

平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害※では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生しました。噴火災害には、風水害のように大きな前兆が見られない場合があり、平成27年の活動火山対策特別措置法（活火山法）の改正により、登山者や観光客等に対しては、火山防災マップや噴火警戒レベルをはじめとした火山情報の収集など、火山の噴火等に対して備えをするよう努力義務が課されました。

※御嶽山噴火災害を題材にした火山の噴火災害への対策については、「防災・危機管理e-カレッジ」で公開しています。

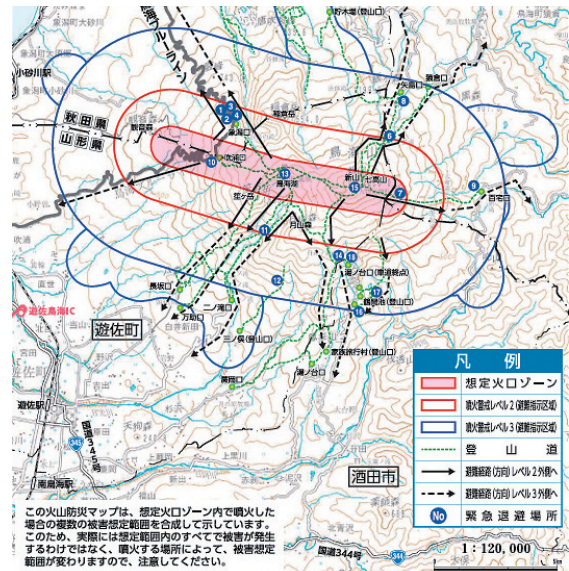


消防庁ホームページURL

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/cat63/cat40/cat37/1-8.html>

火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を掲載したものです。事前に各自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



鳥海山火山防災マップ（山形県遊佐町ホームページより）

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標で、火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4又は5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。実際に、令和4年7月24日、鹿児島県の桜島で発生した噴火では、一時、噴火警戒レベル5「避難」が発表され、一部の市町村は避難指示を発令しました。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況	説明
特別警戒	噴火警戒（居住地域） 又は 噴火警戒	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは噴火している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域の避難を要する）。
			レベル4 高齢者等 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある（可能性が極めて高い）。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域の避難を要する）。
警戒	噴火警戒（火口周辺） 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な入山規制に必要となる噴火が発生する可能性がある（可能性が極めて高い）。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への入山規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2 火口周辺 規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生し、あるいは噴火する可能性がある。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに 留意	火山活動が継続し、火山活動の状況によって、火口内で火山活動の予兆が認められる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

噴火警戒レベル

気象庁ホームページURL

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html



○火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時※など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難情報の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに近くの退避壕や山小屋等に避難する、岩かげに身を隠すといった行動が有効です。

※発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅延なく市町村長又は警察官等に通報しなければなりません。

○富士山の大規模噴火と広域降灰への対策

富士山の大規模噴火による影響

日本一の高さを誇る富士山も活動火山の一つです。富士山における噴火は1707年の宝永噴火を最後に、その後の約300年間確認されていません。しかしながら、大量の降灰をもたらす大規模噴火がひとたび発生すると、その影響は富士山の周辺地域に留まらず、首都圏を含む広範囲に及ぶと想定されています。

広域降灰対策の基本方針

令和7年3月に内閣府（防災担当）が策定した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」では、火山灰の量に応じて生じる様々な被害の様相を、4つの「ステージ」に分けて、対策の考え方や留意点等を整理しています。この中で、ステージ1～3においては、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することが基本とされています。

ステージに応じた被害の様相

火山灰の量に応じて生じる様々な被害の様相を、4つの「ステージ」に分けて、対策の考え方や留意点等を整理しました。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4
降灰量	微量～3cm	3cm～30cm 積雪が深い	30cm～30cm 積雪が深い	30cm以上 大規模な積雪が予想される
建物倒壊	—	大スパンの建物 ^{※1} は損壊の可能性	—	木造家屋倒壊の危険（両用時）
輸送・移動・物資供給・ライフライン	鉄道・航空機等運航停止 物資供給支障	道路通行・物資供給困難 ^{※2} ライフライン影響小	道路通行・物資供給困難 ^{※3} ライフライン影響大（長期化）	—
基本的な行動 ^{※4}	生活を継続	生活を継続 （状況に応じて移動）	生活を継続 （状況に応じて移動）	原則避難 最大規模は建物に避難
避難・介護サービスが必要 ^{※5}	生活を継続	生活を継続 （状況に応じて移動）	原則避難	—

※1：体育館等の支保から瓦葺きまでの屋根や開口が大きい建物。

※2：一時的に交通遮断となることもあるが、緊急対応により生活圏が可能な状況。

※3：降灰中で視界が低下する等により歩行での移動が困難な状況は、基本的に自宅等の室内へとどまる。建物倒壊などの恐れ、室内での火災時にはコブやろくろの活用等の対応が重要。降灰量が多い場合は、降灰中での移動は避ける。

※4：降灰に伴う社会活動の低下により避難・救助による生活が困難で生き延びるために避難が必要となる（例：高齢者による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。避難場所の確保、自宅等で生活が困難な被災者は、一時的に避難所へ避難する。

ステージに応じた被害の様相

（リーフレット「火山灰への備え」（内閣府・気象庁）より）

自宅での生活を継続するために

降灰の場合、食料・飲料水や衛生用品など、他災害と共通の備えだけではなく、火山灰の吸入を防ぐための防塵マスク、エアコンの室外機からの侵入を防ぐための防塵カバー、降灰を除去するためのスコップなど降灰対策特有の備えも必要になります。

降灰により自宅での生活継続が長期化する可能性も想定し、一週間分以上は備蓄を行っておくようにしましょう。

自宅での生活を継続するためのチェックリスト
(他災害と共通)

食料・飲料水

- ☐ 水
- ☐ 食品(ごはん(アルファ米等)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パン等)

衛生用品

- ☐ 洗面用具
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ トイレ用紙
- ☐ おむつ・生理用品
- ☐ マスク

その他備蓄品

- ☐ 懐中電灯(手動充電式が便利)
- ☐ 携帯ラジオ(手動充電式が便利)
- ☐ 予備電池・携帯充電器
- ☐ マッチ、ライター、ろうそく

医薬品

- ☐ ばんそうこう
- ☐ 包帯
- ☐ 消毒液
- ☐ 常備薬

避難する場合のチェックリスト

衣料品や貴重品

- ☐ タオル(複数枚)
- ☐ プランケット
- ☐ 寝具
- ☐ 貴重品(身分証明書や現金、印鑑)

降灰作業特有のチェックリスト
(降灰対策特有)

降灰対策用品

- ☐ 防塵マスク
- ☐ 安全ゴーグル
- ☐ スコップ
- ☐ 軍手
- ☐ 防塵カバー(エアコン室外機用)

自宅での生活を継続するためのチェックリスト

（リーフレット「火山灰への備え」（内閣府・気象庁）より）

○8月26日は「火山防災の日」

令和5年の活火山法の改正により、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が「火山防災の日」に制定されました。明治44年、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、同観測所での観測が始まったことから、この日を「火山防災の日」とされました。

火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



9月1日は防災の日

みんなで防災訓練に参加しましょう！

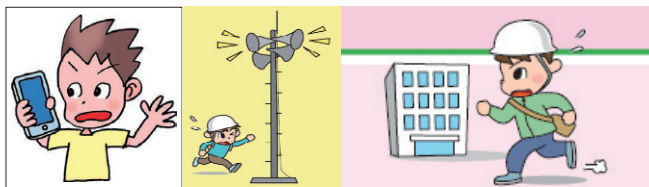
～日頃から災害に備え、防災意識の向上をめざす～

防災課

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、“いざ”という時に対応できる力を身につけましょう！

1 避難場所や避難経路を把握しよう

わが国では、近年、局地的大雨、土砂災害、河川氾濫等による被害が多発しており、その死者は、浸水想定区域などの危険な場所から避難をしなかった方に多く見られます。災害発生時には、防災行政無線や緊急速報メール、SNSなどの多様な手段から情報を入手し、危険な場所にいる場合は、市町村が指定している「指定緊急避難場所」や安全な親戚・知人宅等、災害から逃がれるために適した場所に避難するなどの確かな避難行動をとる必要があります。そのためには、ハザードマップ、防災気象情報や避難情報、避難場所や避難経路の事前把握が重要となります。



防災行政無線や緊急速報メールなどの多様な情報入手手段、また、災害時に避難する場所、そこまでの安全な避難経路を確認しましょう！

2 防災訓練に参加しましょう

防災訓練に参加し、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。

また、武力攻撃事態等の際に的確かつ迅速な対応を実施するために、国と地方公共団体等は連携して国民保護訓練も実施しています。国民保護事案における住民避難や救援については災害時の対応と共通する点が多く、幅広いリスクへの対応力構築のためにも防災訓練と併せて積極的に参加しましょう。

3 非常持出品の準備をしよう

普段から最小限の非常持出品を用意し、なるべく燃えにくい素材のリュックサックなどに入れておきましょう。

備えておきたい非常持出品としては、非常食品3日分、水、救急用品、ラジオ、衣類、マスク、ウェットティッシュ、タオル、懐中電灯、オムツなどの生活用品、現金、通帳、マイナンバーカードや免許証などがあります。また、薬を常用されている方は処方箋などのコピー、赤ちゃんがいる場合はミルクやオムツが必要でしょう。

いざというとき持ち出すものを自分自身で考えることが大切です。

4 消火器・AEDの取扱い方法を学ぼう

消火器を使用した初期消火の成功率は7割を超え、出火時に落ち着いて行動することで大きな被害を防ぐことができます。そのため、消火器の基礎知識や取扱い方法を予め習得しておくことで被害の軽減に繋がります。

心停止状態になってから除細動を開始するまでの時間が1分遅れるごとに、救命率は7～10%低下します。心停止状態になった人を救うためにはすぐに119番通報し、AEDを用いた心肺蘇生法を実施することがとても重要です。



火の根元を狙い、手前からほうきで掃くように消火剤を放射しましょう！

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



「第31回防災まちづくり大賞」の事例募集

地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、31回目となる本年度は、令和8年9月11日（金）までの間、取組事例を募集します。

【募集対象団体・組織】

- 防災対策に関するハード面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関するソフト面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する人材育成等の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している団体・組織
- 地域における防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりを推進している団体・組織

【応募方法】

- 団体による自薦
- 都道府県を通じた推薦

団体自薦の場合、下記「防災まちづくり大賞」ウェブサイトの応募フォームから簡単に応募できます。

詳細は、募集チラシをご参照ください。

【応募期間】

令和8年7月1日(水)～令和8年9月11日(金)

【応募の詳細】

募集チラシや実施要綱、募集要項、調査票（記入要領）は下記「防災まちづくり大賞」ウェブサイトに掲載しています。これまでの受賞団体一覧や受賞事例も掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>

【表彰式】

令和9年2月中旬頃に東京都内で開催する予定です。また、受賞された取組は、消防庁ウェブサイトにおいて事例集として掲載し、広く全国に紹介する予定です。



昨年度表彰式の様子



「防災まちづくり大賞」
シンボルマーク



「防災まちづくり大賞」
ウェブサイトへ
アクセスします

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課
地域防災室 住民防災係
TEL: 03-5253-7561



応募要領

募集取組

次のいずれかに該当する取組を募集しています。



防災ものづくり

防災関係の施設整備、道路や公園等における防災面での配慮など

防災ことづくり

自主防災活動、防災知識の普及啓発、広報活動など

防災ひとづくり

防災に関わる人材の育成、災害対応能力を高めるための教育訓練、講演、研修など

防災情報

ICTを駆使した災害・防災情報の収集、伝達体制の整備など

防火対策

防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりの推進など

対象団体

- 地方公共団体 ●消防団・水防団 ●自主防災組織 ●少年・幼年消防クラブ ●女性防火クラブ ●企業・事業所・商店街 ●防災士会
- ボランティア団体・NPO団体 ●教育機関(小・中学校、高等学校、大学等) ●まちづくり協議会・社会福祉協議会・子育て支援団体・医療機関など

※上記団体のほか、様々な団体が応募可能です(直接的な営利を目的とするものを除く)。

※過去に応募したものの受賞に至らなかった場合や、受賞実績がある場合でも、継続または発展させた取組を再度応募することができます。

※コロナ禍などにより一時的に活動が途切れた場合でも応募可能です。是非ご確認ください。

応募方法

「団体による自薦」と「都道府県を通じた推薦」の2種類があります。

【必要書類】

①調査票

「防災まちづくり大賞」ホームページ(QRコード参照)からダウンロードの上、取組事例の背景、内容、成果など必要事項をご記入ください。

②添付資料

- 調査票のほか、応募事例を説明する資料(写真、パンフレット、新聞記事等)
- 団体・組織を紹介する資料(規約、設置要綱、年間計画、写真等)

※「自薦」の場合は、下記の提出先に電子メールまたは郵送等によりご提出ください。

防災まちづくり大賞
ホームページ
応募方法等



【応募書類提出先】

株式会社オーエムシー内「防災まちづくり大賞」受付事務局(※消防庁委託業者)

担当：原島、松嶋、本田

TEL：03-6810-1073

E-mail: bousai@omc.co.jp



応募書類提出先



【募集期間】 令和8年 7月1日(水)～9月11日(金)

※受賞候補となった団体は、予め当該団体に連絡のうえ選定委員による実地調査を行います。

過去の事例集



みなさまのご応募お待ちしております。過去の事例集はこちらからご覧ください。▶▶▶

第30回防災まちづくり大賞(令和7年度)の受賞事例(総務大臣賞)

くしろ防火・防災かるたを活用した
小学生のかるた大会



釧路市防火管理者連絡協議会(北海道釧路市)
(都道府県を通じた推薦)

- ・地域の児童・生徒・教育機関・消防機関・自主防災組織が協働し、「くしろ防火・防災かるた」を制作。
- ・防火・防災を楽しく学ぶ小学生向けのかるた大会を開催。

約8,600人を対象にした
津田沼奏の杜エリア防災訓練



一般社団法人 奏の杜パートナーズ
三菱地所グループの防災倶楽部(千葉県習志野市)
(団体自薦)

- ・土地区画整理事業(約35ha)のエリア内の分譲マンションや戸建てが連携し、防災訓練を継続的に実施。
- ・在宅避難者・子ども・ペットへの配慮を取り入れ、「誰一人取り残さない防災」を推進。

災害時に災害避難所で新鮮野菜を
提供する防災ガーデン



徳島県立阿南光高等学校 防災士の会(徳島県阿南市)
(団体自薦)

- ・農業を学ぶ高校生が、児童・園児とともに避難所の「食」をテーマに、校内に「防災ガーデン」(災害時用の野菜栽培圃)を開設。
- ・平時は学校や家庭での「食材」として活用。

お問い合わせ

総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室住民防災係

TEL 03-5253-7561

FAX 03-5253-7535





第74回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）

消防研究センター

消防研究センターでは、消防に関わる全国の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。

今年度は、下記のとおり開催する予定です。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

1 開催日 令和8年11月19日（木）・11月20日（金）

2 場所 三鷹市公会堂 東京都三鷹市野崎1-1-1

※会場での講演・発表のうち可能なものは、消防研究センターのホームページから後日配信する予定です。

※前回の発表動画等は、以下のページからご視聴いただけます。

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_73th/haishin.html

3 定員 1日目 500人、2日目 550人（予定）

4 参加費 無料

5 内容（予定） 11月19日（木）

■特別講演

・講師：小原 一成 氏

（国立研究開発法人 防災科学技術研究所 フェロー / 東京大学名誉教授）

・演題：新たな地震現象「スロー地震」とは～大地震とどのように関わるか～

■「令和8年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表

11月20日（金）

■「令和8年度消防防災科学技術賞」の受賞者による発表

■第29回消防防災研究講演会

・テーマ：新エネルギーの火災に対する課題と安全対策～消火困難なりチウムイオン電池火災など新たなエネルギーの火災リスクにどう備えるか～

6 プログラム 消防研究センターのホームページ（<https://nrifd.fdma.go.jp/>）をご覧ください。
及び参加申込み

7 問い合わせ先 消防庁 消防研究センター 研究企画部
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3
TEL:0422-44-8331
E-mail:74_gijutsusha@soumu.go.jp





ねっちゅうしょうよぼう ぼうけん で
熱中症予防をしっかりと、冒険に出かけよう



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

しょうぼうちやうねっちゅうしょうよぼう
消防庁熱中症情報

けん さん
検索

